

日本数学会教育委員会内規

1998年9月30日 評議員会承認

2016年11月5日改定理事会承認

(設置) 第1条 日本数学会に、日本数学会教育委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目的) 第2条 委員会は、日本数学会の数学教育に関する活動全般について企画立案し、理事会に勧告し、あるいは自ら実施する。

2 委員会が数学教育に関する研究会その他の活動を実施する場合には、あらかじめ理事会の承認を得るものとする。

(他委員会との関連) 第3条 委員会は、その活動が他委員会の活動と互いに関連する場合には、緊密な連絡の下に協力して行うよう努めるものとする。

(内部組織) 第4条 委員会は、必要と認める場合、理事会の承認を得て、2年以内の期限を定めた部会を置くことができる。部会の期限は必要に応じて6年まで延長可能とする。

(構成) 第5条 委員会は、12名以上の委員及び担当理事をもって構成する。

2 ただし部会が設けられた場合は各部会に対し2名以内の委員を増員することができる。

第6条 委員会には委員長を置く。

2 委員会には最大2名の副委員長を置くことができる。

3 部会には、部会責任者1名を置く。

(選任) 第7条 委員は、委員会の推薦に基づいて、理事会がこれを選任し、理事長が委嘱する。

第8条 委員長は委員のうちから、理事会を選任し、理事長が委嘱する。

2 副委員長は委員のうちから、委員長の推薦に基づいて、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 部会責任者は、委員のうちから、理事会の承認を得て、委員長が委嘱する。

(任期) 第9条 委員の任期は7月1日から2年後の6月30日までとする。部会設立によって委員となった者の任期は部会の設置から2年を超えない6月30日までとする。任期の各々を1期と数える。いずれも再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長の任期は1年とする。いずれも再任を妨げない。

第10条 委員は、4期を超えて在任することはできない。委員長、副委員長の任期は各々通算で3年を超えることはできない。

第11条 第9条及び第10条の規定にかかわらず、委員長は、委員長退任後1年間委員となる。

第12条 担当理事の任期は第9条の規定にかかわらず、理事会における任期とする。

施行期日 2017年4月1日

経過措置 施行期日前の運営委員、専門委員の任期についてはなお従前の例による。